

一般財団法人積善会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2. 内容

目標： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく

育児休業給付、産前産後休業など諸制度について職員に周知する。

〈対策〉

- 平成28年度～・積善会「育児・介護休業等に関する規則」の職員への再周知
 - ・育児休業の取得希望者を対象とした相談受付
 - ・産前産後休業制度についての資料配付

- 平成29年度～・雇用保険法に基づく育児休業給付に関するパンフレットの配付
 - ・育児短時間勤務制度についての周知